

隼人と日本書紀

原口 耕一郎

1. 『古事記』『日本書紀』『続日本紀』について

	『古事記』 <small>こじき</small>	『日本書紀』 <small>にほんしょき</small>	『続日本紀』 <small>しよくにほんぎ</small>
編さん開始	<small>てんむ</small> 天武(在位：673～686)朝	天武朝	<small>こうにん</small> 光仁(在位：770～781)朝
成立	<small>わどう</small> 和銅5年(712) <small>げんめい</small> 元明天皇	<small>ようろう</small> 養老4年(720) <small>げんしょう</small> 元正天皇	前半20巻と後半20巻に分けて編さんされ、最終的に桓武天皇の延暦16年(797)成立。
巻数	3巻	30巻 (当初はほかに系図1巻があったが伝わらない)	40巻 (ほかに付録が2巻あったとされる)
扱う時代	<small>じんたい</small> <small>すいこ</small> 神代～推古大王	<small>じどう</small> 神代～持統天皇讓位・ <small>もんむ</small> 文武天皇即位	文武天皇～桓武天皇
関与者	<small>ひえだのあれ</small> <small>しょうしゅう</small> 稗田阿礼が「誦習」したものを <small>おおのやすまる</small> 太安万侶が書き記す	<small>とねり</small> 舎人親王が総裁 (実際の述作者は諸説あり)	前半20巻： <small>すがのみち</small> 菅野真道ら 後半20巻： <small>ふじわらおつぐ</small> 藤原緒嗣ら
文体	和文を目指した漢文混じり (漢文の中に和文が混じる)	漢文	漢文
序文	あり(漢文)	なし	なし
異伝	なし	あり <small>あるふみ</small> (一書)	なし

2. 天皇制の成立

→日本列島の君主はずっと昔から天皇と呼ばれていたわけではない。古墳時代には大王と呼ばれていた。

→「天皇」という言葉は中国古典に多く登場する中国語であり、歴史上最初に君主号として天皇号を採用したのは、唐の第3代皇帝・高宗(在位649～683)だとされる。

⇒天皇号の情報がわが国に伝わったのは天武朝だと考えられ、わが国の天皇号については、

天武朝の途中か、次の持統(在位 690~697)朝に成立したと考えることが現在の多数説であり、特に天武朝後半から天皇号を採用したとすることが、今日の通説である。

⇒日本の天皇制とは、ひとことでいえば中国皇帝制の模倣だということになる。

※なお、天皇制の成立と同時期かこれに少し遅れて、それまで倭と呼ばれていた国号を「日本」へあらためたとされる。

3. 華夷思想と隼人

→天皇制と同じく中国から導入されたものに、華夷思想がある。

→世界の中央に位置する華々しい「文明」国家である中華(華夏)を統治する王者には、天が「徳」の高い人物を任命する。これが中華の皇帝。その王者たる皇帝は、人々を中国的価値観からみて「正しい道」に導く使命がある。

→皇帝の支配領域の外側には、「文明」や「正しい道」の何たるかを知らない「未開」で「野蛮」な「異民族」が存在する(とされる)が、彼らは夷狄と呼ばれる。北狄、東夷、南蛮、西戎の四夷。

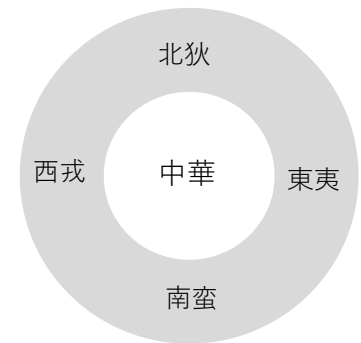
⇒この華夷思想を日本の古代国家も政治理念として取り入れる。

こうした政治的要請から創り出された存在が、東北地方の「蝦夷」であり、種子島・屋久島から奄美・沖縄の「南島人」であり、南九州の「隼人」であった。

⇒日本国天皇が「中華世界に君臨する皇帝」であるためには、列島の「辺境」地域には夷狄が存在しなければならない。つまり隼人とは、華夷思想に基づく夷狄だとして設定された人々。

※史料 A~I、a~i (史料集 1~2 ページ)。

『日本書紀』清寧(せいねい)紀 3年(482)9月~同 4年(483)9月までの 1年間の記事。



華夷概念図

4. 史料に描かれた隼人像

→史料①~⑳ (史料集 3~10 ページ)

5. 「神話」の中の隼人

→表 1、2、年表

※海幸山幸神話

ニニギとサクヤヒメの子である兄の海幸彦(隼人の祖先)と弟の山幸彦(天皇家の祖先)の兄弟は、それぞれ釣針と弓矢を交換し、漁/猟にでる。ところが山幸彦は海幸彦の釣針を失くしてしまう。山幸彦は剣をつぶして釣針を作り謝罪するが海幸彦は「もとの釣針でなければダメだ」と言って受け取らない。途方に暮れた山幸彦は海神の宮へ行き、歓待され失くした釣針を見つけ、海神から潮を満たす珠と潮を引かせる珠を受け取る。地上に戻った山幸彦は、攻めてきた海幸彦を珠の呪力で溺れさせる。懲らしめられた海幸彦は、山幸彦に仕えることを誓う。

→『古事記』史料集 11~12 ページ、『日本書紀』本書同 13、『日本書紀』第二書同 14~15